

介護保険 更新手続きをお忘れなく
食費・居住費の減額認定

介護保険制度で、施設サービスや短期入所サービスを利用したときに、住民税非課税世帯の人(※注)は、申請により食費と居住費の負担が軽減されます。現在の認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も継続を希望する場合、6月中旬以降に郵送する申請書に必要事項を記入し、本人と配偶者(配偶者がいない場合は、本人のみ)の預貯金通帳や有価証券などの写しを添えて、7月19日までに介護保険課へ提出してください。新規申請も随時受け付けています。

介護保険制度の改正により、8月から居住費の負担限度額が変わります(利用者負担第1段階の多床室利用者については、変更無し)。詳しくは、同課(☎47-7406)へ。

(注) 住民税非課税世帯の人でも、次の①②に該当する人は対象になりませんのでご注意ください。

- ① 配偶者が住民税課税の場合(世帯分離をしている場合も含む)
- ② 預貯金・有価証券などが、下表の金額を超える場合

所得の状況	預貯金などの資産の状況	
本人の年金収入額(非課税年金を含む) +	80万円以下	単身 650万円 夫婦 1,650万円
その他の合計所得金額	80万円超120万円以下	単身 550万円 夫婦 1,550万円
	120万円超	単身 500万円 夫婦 1,500万円

※課税世帯であっても、該当する場合があります。要件など詳しくは、同課へお尋ねください

審議会などの傍聴ができます

大垣公園等再整備基本計画市民検討委員会 担当：公園みどり課(☎47-8419)		
6/17(月)	15:30~17:30	市役所4階 情報会議室
・大垣公園等再整備基本構想について ほか		
食育推進会議 担当：保健センター(☎75-2322)		
7/5(金)	13:30~15:00	保健センター4階 講堂
・第4次食育推進計画について ほか		
男女共同参画推進審議会 担当：男女共同参画推進室(☎47-8549)		
7/5(金)	13:30~15:00	スイトピアセンター学習館4階 男女共同参画活動室
・第五次男女共同参画プラン事業実績および事業計画について ほか		
図書館協議会 担当：市立図書館(☎78-2622)		
7/5(金)	14:00~15:30	市立図書館3階 会議室
・第2次教育振興基本計画(図書館活用分野)について ほか		
文化財審議会 担当：文化振興課(☎47-7202)		
7/12(金)	15:00~16:30	市役所6階 教育委員会室
・指定文化財に関する令和6年度事業計画について ほか		

早めに気づいて防ごう 高齢者虐待
~ 6月15日は「世界高齢者虐待啓発デー」~

高齢者虐待の背景には、高齢者の認知症や長期介護による家族の疲れ、生活上の問題など、さまざまな要因があります。

高齢者の尊厳を守り、家族が健やかな暮らしを送るためには、早期に虐待の疑いに気づいて対応するとともに、地域全体で高齢者とその家族を見守り、支援していくことが大切です。

詳しくは、高齢福祉課(☎47-7416)へ。

例えばこんな行為が虐待にあたります

- 身体的虐待／たたく、つねる、蹴る、食事を無理に口に入れる、ベッドや車いすなどに縛り付ける
- 心理的虐待／怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する
- 介護・世話の放棄、放任／食事を与えない、劣悪な環境で過ごさせる、必要な介護・医療サービスを受けさせない
- 性的虐待／性的な行為を強要する、排泄の失敗に対して裸で放置する
- 経済的虐待／財産を勝手に使う、生活に必要な金銭を渡さない

災害発生に備えましょう!
~SNSで防災情報を配信しています~



防災情報などをLINE、X、FacebookなどのSNSやメールで配信しています。事前に情報を収集して災害に備え、災害発生時には信頼できる情報源から正しい情報を受け取って、適切なタイミングで避難することが大切です。

市公式LINEアカウントの友だち追加や市に関する防災情報をまとめた専用HP「防災ポータルサイト」の防災情報の収集ページから配信登録をお願いします。

詳しくは、危機管理室(☎47-7385)へ。



市公式LINEアカウント



市防災ポータルサイト

防災情報はこちらからアクセス

空き家の適切な管理をお願いします

近年、適切な管理が行われていない空き家が増加しており、屋根・外壁の脱落や火災による危険、隣地への草木の越境や害虫・害獣の誘発、防犯上の問題などが生じるおそれがあります。

空き家の所有者は、普段から適正管理について意識するとともに、管理していくことが必要です。

詳しくは、住宅課(☎47-8184)へ。

ポイント① 空き家の定期的な見回りを!

空き家は個人の財産であり、空き家の所有者が管理をしなければなりません。所有する土地、建物が他者に被害を与えた場合は、当事者間での解決が基本で、所有者(相続人を含む)や管理者、占有者が責任を負うことが民法で定められています。

所有者は、隣家や道路など周辺への悪影響がないように定期的に見回りをしましょう。

ポイント② ご近所へ連絡を!

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに住所や連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

ポイント③ 空き家の将来を考える!

現在は適切な管理をされている空き家も、将来にわたり管理し続けることが困難な場合もあります。将来のことを考え、なるべく早期に空き家の賃貸や売却、または解体後の土地を売却するなど積極的な利活用をご検討ください。

賃貸・売却をご希望であれば「空家バンク事業」、解体をご希望であれば「空家等除却支援事業」を実施していますので、ご利用ください(いずれも要件・審査あり)。

いち早く対応するために

高齢者やその家族を守るためにも「もしかして虐待?」と思った段階で、次の地域包括支援センターへご連絡ください。守秘義務により、連絡された人の名前が周囲に伝わることはありません。



連絡・相談窓口	電話番号	主な担当地区
大垣市地域包括支援センター		
市役所高齢福祉課内	☎82-1166	安井・川並・洲本・浅草
地域包括支援センター大垣市社会福祉協議会		
総合福祉会館内	☎77-2255	興文・東・西・南・南杭瀬・日新・静里・綾里・荒崎
在宅福祉サービスステーション内	☎84-7111	和合・三城・墨俣
上石津老人福祉センター悠楽苑内	☎48-0068	上石津
大垣市地域包括支援センターお勝山		
お勝山ふれあいセンター内	☎71-5536	宇留生・赤坂・青墓
大垣市地域包括支援センター中川ふれあい		
中川ふれあいセンター内	☎82-1701	北・中川